

令和7年度

介護保険サービス事業者等及び
障害福祉サービス事業者等
集団指導

介護老人保健施設
短期入所療養介護
編

船橋市 指導監査課

介護保険サービス 入所・入居系

令和7年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 運営指導及び監査等の状況
- 2 各種お知らせ等
- 3 サービス別資料（指摘事例、よくある質問）
 - ・全サービス共通
 - ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護
 - ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護
 - ・介護老人保健施設、短期入所療養介護(P92)
 - ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム

口腔衛生の管理①

概要

介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者に利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。【令和6年度より義務化】

要件等

- ・当該施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者毎に施設入所時及び入所後、月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ・技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。

口腔衛生の管理②

運営指導等における指摘事例（口腔衛生の管理）

入所者の施設入所時及び入所後の定期的な（月1回程度の）口腔の健康状態の評価を実施していなかった。

入所者毎に定期的に口腔の健康状態の評価を行う必要があります

訪問歯科診療や口腔衛生管理加算等により入所者の口腔管理を実施している場合は不要となりますが、それ以外の入所者に対しては定期的に（**月1回程度**）口腔の健康状態の評価を実施する必要があります。

評価の実施にあたっては、**別紙様式6－3**を参考に実施してください。また、「介護保険施設等における口腔衛生管理の評価と実践」（一般社団法人日本老年歯科医学会）等の関連学会が示す記載等も参考にしてください。

高齢者施設等感染対策向上加算①

算定要件等

<高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）>

- ・ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- ・ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- ・ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

<高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）>

- ・ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

高齢者施設等感染対策向上加算②

運営指導等における指摘事例（高齢者施設等感染対策向上加算）

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）における研修や訓練、高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）における実地指導が定期的に行われていなかった。

研修や訓練、実地指導の頻度に注意してください

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）：1年に1回以上の研修又は訓練

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）：3年に1回以上の実地指導

高齢者施設等感染対策向上加算③

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）より

【問133】

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について、令和6年4月以前に新型コロナウイルス感染症等に対する感染対策として、医療機関の医師若しくは看護師等による実地指導又は厚生労働省の事業※において実施された実地研修を受けている場合は、**実地指導又は実地研修を受けた日から起算して3年間算定してよいか。**

※令和3年度、令和4年度「介護サービス類型に応じた感染症対策向上による業務継続支援業務」における感染症の専門家による実地での研修、令和5年度「感染症の感染対策及び業務継続（BCP）策定に係る調査研究及び当該調査研究を踏まえた研修業務」における感染症の専門家による実地での研修
(答)

算定可能である。ただし、感染対策向上加算に係る届出を行っている医療機関の医師若しくは看護師等による実地指導又は厚生労働省の事業において実施された実地研修であること。

当該Q&Aより、前回実地指導等を受けた日から起算して3年間は算定可能ですが、それ以降算定する場合には、**実地指導を改めて受けている**必要があるため、注意してください。

協力医療機関連携加算①

算定要件等

協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。

- (1) 協力医療機関が下記の①～③の要件を満たす場合 50単位
- (2) それ以外の場合 5単位

(協力医療機関の要件)

- ① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

協力医療機関連携加算②

運営指導等における指摘事例（協力医療機関連携加算）

「協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議」の会議の概要の記録が確認できなかった。

会議の概要の記録を作成する必要があります

協力医療機関との定期的な会議を行った際には、その概要がわかるように会議記録を作成して保存してください。

また、当該会議は協力医療機関との日々のやり取りのことではなく、会議体として適切かつ定期的に実施することが求められています。

退所時情報提供加算①

算定要件等

退所時情報提供加算（Ⅰ）

居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

退所時情報提供加算（Ⅱ）

医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

退所時情報提供加算②

■ 運営指導等における指摘事例（退所時情報提供加算）

退所後の主治医もしくは医療機関に対して入所者を紹介するにあたって、別紙様式2や別紙様式13の文書を用いていなかった。

■ 別紙様式を用いて情報提供する必要があります

別紙様式ではなく独自の様式を使用した場合、情報提供が必要な事項が網羅されない可能性があります。原則として、以下の通り別紙様式を使用してください。

退所時情報提供加算（Ⅰ）：別紙様式2 及び 別紙様式13

退所時情報提供加算（Ⅱ）：別紙様式13

療養食加算①

算定要件等

次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（＝疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食）を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準（＝定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと）に適合する指定介護老人保健施設において行われていること。

療養食加算②

■ 運営指導等における指摘事例（療養食加算）

療養食の献立表が作成されていなかった。

■ 療養食の献立表を作成する必要があります

療養食加算を算定する場合、療養食の種類に応じた**献立表**を作成する必要があります。献立表の作成を外部に委託している場合や、新たに療養食を提供する場合等には特にご留意ください。

療養食加算③

運営指導等における指摘事例（療養食加算）

心臓疾患等の減塩食について、総量6.0g以上を提供する日があった。

月平均ではなく、1日の総量6.0g未満での提供が必要

療養食加算における減塩食は、**1日の総量が6.0g未満**である必要があります。

月平均では無いことにご留意ください。

おわりに

資料等確認報告について

以上で、令和7年度「介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導」を終わります。

最後に、「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。
資料等確認報告をもって、令和7年度の集団指導への出席とします。

【介護保険サービス事業者等】令和7年度集団指導資料等確認報告（指導監査課）

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure/2309042903374972807>

ご視聴いただき、ありがとうございました。